

瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月3日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第1号

瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年瀬戸市規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(認定の申請) 第3条 府令第2条第1項に規定する申請書は、 <u>教育・保育給付認定申請書</u> によるものとする。	(認定の申請) 第3条 府令第2条第1項に規定する申請書は、 <u>施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書</u> によるものとする。
(認定の結果の通知等) 第4条 法第20条第4項前段の規定による通知は、 <u>教育・保育給付認定（変更）通知書</u> により行うものとする。	(認定の結果の通知等) 第4条 法第20条第4項前段の規定による通知は、 <u>施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）通知書</u> により行うものとする。
2 <省略>	2 <省略>
3 法第20条第5項の規定による通知は、 <u>教育・保育給付認定却下通知書</u> により行うものとする。	3 法第20条第5項の規定による通知は、 <u>施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定却下通知書</u> により行うものとする。
(現況の届出) 第6条 府令第9条第1項の規定による届書は、 <u>教育・保育給付認定現況届</u> によるものとする。	(現況の届出) 第6条 府令第9条第1項の規定による届書は、 <u>施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定現況届</u> によるものとする。
(申請による教育・保育給付認定の変更の認定の結果の通知等)	(申請による教育・保育給付認定の変更の認定の結果の通知等)

<p>第8条 法第23条第3項において準用する法第20条第4項前段の規定による通知は、<u>教育・保育給付認定（変更）通知書</u>により行うものとする。</p> <p>2 法第23条第3項において準用する法第20条第5項の規定による通知は、<u>教育・保育給付認定変更却下通知書</u>により行うものとする。</p> <p>（職権による教育・保育給付認定の変更の認定の通知）</p>	<p>第8条 法第23条第3項において準用する法第20条第4項前段の規定による通知は、<u>施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）通知書</u>により行うものとする。</p> <p>2 法第23条第3項において準用する法第20条第5項の規定による通知は、<u>施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更却下通知書</u>により行うものとする。</p> <p>（職権による教育・保育給付認定の変更の認定の通知）</p>
<p>第9条 法第23条第5項において準用する法第20条第4項前段の規定による通知は、<u>教育・保育給付認定（変更）通知書</u>により行うものとする。</p> <p>（教育・保育給付認定の取消しの通知）</p>	<p>第9条 法第23条第5項において準用する法第20条第4項前段の規定による通知は、<u>施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）通知書</u>により行うものとする。</p> <p>（教育・保育給付認定の取消しの通知）</p>
<p>第10条 府令第14条第1項の規定による通知は、<u>教育・保育給付認定取消通知書</u>により行うものとする。</p> <p>（支給認定証の再交付の申請等）</p>	<p>第10条 府令第14条第1項の規定による通知は、<u>施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定取消通知書</u>により行うものとする。</p> <p>（支給認定証の再交付の申請等）</p>
<p>第12条 府令第16条第2項の申請書は、<u>教育・保育給付認定証再交付申請書</u>によるものとする。</p> <p>（施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給の申請）</p>	<p>第12条 府令第16条第2項の申請書は、<u>施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定証再交付申請書</u>によるものとする。</p> <p>（施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給の申請）</p>
<p>第17条 施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費（次項において「施設型給付費等」という。）の支給を受けようとする教育・保育給付認定保護者は、<u>教育・保育給付支給申請書</u>に特定教育・保育等提供証明書（特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特例保育を行う事業者が特定教育・保育等（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用</p>	<p>第17条 施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費（次項において「施設型給付費等」という。）の支給を受けようとする教育・保育給付認定保護者は、<u>施設型給付費・地域型保育給付費等支給申請書</u>に特定教育・保育等提供証明書（特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特例保育を行う事業者が特定教育・保育等（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地</p>

<p>地域型保育、特定利用地域型保育又は特例保育をいう。以下この項において同じ。)を提供したことを証明する書類であって、その提供した特定教育・保育等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したものをいう。)を添えて、市長に提出しなければならない。</p>	<p>域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育又は特例保育をいう。以下この項において同じ。)を提供したことを証明する書類であって、その提供した特定教育・保育等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したものをいう。)を添えて、市長に提出しなければならない。</p>
<p>2 &lt;省略&gt;</p>	<p>2 &lt;省略&gt;</p>
<p>3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、速やかにその可否を決定し、<u>教育・保育給付支給決定通知書又は教育・保育給付不支給決定通知書</u>により当該申請者に通知するものとする。</p>	<p>3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、速やかにその可否を決定し、<u>施設型給付費・地域型保育給付費等支給決定通知書又は施設型給付費・地域型保育給付費等不支給決定通知書</u>により当該申請者に通知するものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。